

湧別町職員の職員数と給与の公表

「湧別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営状況を公表します。
職員の給与は、民間企業の賃金を基にした人事院勧告により、町議会の議決を経て条例で定められており、
国に準じたものになっています。

1. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分	職 員 数		対前年 増減数	
	平成22年	平成23年		
一般行政部門	議 会	2人	2人	
	総 務	40人	38人	2人
	税 務	8人	7人	1人
	農 水	18人	18人	
	商 工	8人	9人	1人
	土 木	8人	8人	
	民 生	30人	30人	
特別行政部門	衛 生	11人	12人	1人
	小 計	125人	124人	1人
	教 育	27人	27人	
公営企業等 会計部門	水 道	6人	3人	3人
	下 水 道	2人	3人	1人
	そ の 他	7人	7人	
	小 計	15人	13人	2人
合 計	167人	164人	3人	

職員数は一般職の人数で、特別職(町長、副町長、教育長)及び臨時職員、非常勤職員を除いています。

(2) 職員採用・退職の状況（平成22年度）

職 種	採用者	退職者
一般職	0人	3人

(3) 職級別の職員数（平成23年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な 職務	主 事	主 事	係 長 主 任	課 長 補 佐 係 長・主 任	課 長 課 長 補 佐	課 長	
職員数	10人	22人	59人	45人	11人	17人	164人
構成比	6.1%	13.4%	36.0%	27.4%	6.7%	10.4%	100%

(4) 職員数の推移（各年4月1日現在）

区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
職員数	184人	179人	180人	172人	167人	164人
増 減		5人	1人	8人	5人	3人

平成21年までは、旧上湧別町と旧湧別町の合計です。

2. 職員の給料の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	平成22年度
歳出総額(A)	9億9,274万6千円
人件費(B)	12億6,680万3千円
人件費率(A/B)	13.8%
21年度の人件費率	13.3%

人件費には、職員の給料のほか、特別職の給料、議員報酬、共済費などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	平成22年度
給 料	5億5,926万6千円
職 員 手 当	6,037万9千円
期末・勤勉手当	1億9,884万1千円
合 計	8億1,848万6千円
一人当たり給与費	490万1千円

特別職の給料などを除いています。

(3) 初任給と平均給料月額(平成23年4月1日現在)

区 分	一般行政職			
	大学卒	短大卒	高校卒	全平均
初任給	172,200円	152,800円	140,100円	
経 験 年 数 別 の 平 均 給 料 月 額	10~14年	281,200円		255,000円
	15~19年	318,300円	301,500円	296,900円
	20~24年	358,700円	312,100円	331,400円
	25~29年	399,000円	369,200円	377,400円
	30~34年	415,200円	382,000円	395,300円
	35年~	417,400円		411,900円
平均年齢	43.3歳	46.6歳	42.6歳	43.2歳

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

区 分	平成21年	平成22年
旧上湧別町	95.6	
旧湧別町	94.5	
湧別町		96.6
オホーツク管内町村平均	97.4	98.1

国家公務員の給与水準を100とした場合に、地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

3. 職員の手当状況(平成23年4月1日現在)

(1) 期末・勤勉手当

区 分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月分	0.675月分	1.90月分
12月期	1.375月分	0.675月分	2.05月分
計	2.60月分	1.35月分	3.95月分

職務の級などにより、3~10%加算されます。

(2) 退職手当

区 分	自己都合退職	勸奨・定年退職
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続30年	41.50月分	50.70月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職加算措置 (2%~20%加算)	

(3) その他の手当

手当名	内 容	支給実績(平成22年度)
扶養手当	配偶者 月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額 6,500円 配偶者がいない場合、扶養親族1人 月額 11,000円 15歳~22歳の子に対する加算額 月額 5,000円	2,666万8千円
住居手当	借家、借間の場合、月額1万2,000円を超える家賃額に応じて支給(27,000円を限度) 持ち家の場合、月額1万円を支給	1,040万7千円
通勤手当	交通機関を利用する場合、運賃額を支給(55,000円を限度) 自動車等を使用する場合、通勤距離に応じて支給(2,000円~24,500円)	421万4千円
管理職手当	課長職 給料月額×8% 課長補佐職 給料月額×6%	1,403万1千円
管理職員特別勤務手当	災害及び選挙事務に従事した場合に支給 課長職 6,000円 課長補佐職 4,000円 (6時間を超える場合は1.5倍)	19万7千円
時間外手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 平成22年度の総時間数 8,833時間	2,106万4千円
宿日直手当	休日に日直をした場合に支給 1回 4,200円 (5時間未満の場合は2,100円)	100万8千円
寒冷地手当	世帯主(扶養親族あり) 年額 131,900円 " (扶養親族なし) 年額 72,900円 その他の職員 年額 51,700円	1,753万2千円

4. 特別職の給与等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	給料(報酬)月額	支給実績(平成22年度)	期末手当	支給実績(平成22年度)
町 長	700,000円	2,978万6千円	6月期 1.90月分	898万8千円
副 町 長	580,000円		12月期 2.05月分	
教 育 長	530,000円		計 3.95月分	
議 長	261,000円	3,580万2千円	6月期 1.90月分	1,178万5千円
副 議 長	211,500円		12月期 2.05月分	
常任委員長	189,000円		計 3.95月分	
議会運営委員長	189,000円			
議 員	175,500円			

特別職(町長、副町長、教育長)の給与の支給実績には、住居手当、通勤手当、寒冷地手当を含みます。

5. 職員の勤務時間・その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(平成23年4月1日現在)

始業	終業	休憩時間	週休日及び休日
午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	【週休日】土・日曜日 【休日】祝日及び12月30日から翌年1月4日までの間

役場庁舎以外の勤務場所(保育所、学校、社会教育施設など)では、業務に応じて勤務時間が別に定められています。

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成22年1月～12月)

全対象職員数	平均取得日数	消化率
167人	5.8日	14.6%

期間の中途に採用した職員、退職した職員は除いています。

6. 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 職員の分限の件数(平成22年度)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0	0	0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び同条第2項第1号	0	0	1	1
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	第27条第2項	0	0	0	0
地方公務員法第28条第4項により失職した者		0	0	0	0
地方公務員法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者		0	0	0	0
合計		0	0	1	1

(注) 職員の内地方公務員法に基づき懲戒処分に付された職員の状況であり、当該年度において同一の職員が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、重複して計上している。

7. 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事の許可の件数(平成22年度)

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事の許可申請	1	1

(注) 地方公務員法第38条の規定に基づく営利企業等の従事の許可の状況である。

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の厚生制度の状況(平成22年度)

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	職員健康診断事業	総合検診の実施

(注) 地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

(2) 職員の公務災害補償の状況

公務災害（平成22年度）

受理件数	認定件数		取り下げ件数
	公務災害該当	公務災害非該当	
2	2	0	0

9. 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の件数（平成22年度）

区分	前年度末現在未処理件数	不服申立て件数	処理件数	前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の措置要求件数に係る処理件数	年度末現在未処理件数
分限処分	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

(注) 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求をした場合も職員1人をもって1件としている。また1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求をした場合は、それぞれを1件としている。

10. 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 不利益処分に関する不服申立ての件数（平成22年度）

区分	前年度末現在未処理件数	不服申立て件数	処理件数	前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の措置要求件数に係る処理件数	年度末現在未処理件数
分限処分	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

(注) 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。

11. 苦情処理の状況

(1) 苦情処理の件数（平成22年度）

区分	前年度末現在未処理件数	不服申立て件数	処理件数	前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の措置要求件数に係る処理件数	年度末現在未処理件数
分限処分	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

(注) 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。